

第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託プロポーザル方式事業者選定実施要領

第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務を委託するにあたり、業務を円滑に遂行するために最も適した事業者を契約候補者として選定することを目的として定める。

1 基本的な事項

- (1) 件名 第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務及び住民アンケート調査の実施
- (2) 発注者 阪南市
- (3) 委託期間 契約締結日～令和10年3月31日
- (4) 業務内容 別紙「第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (5) 実施方法 公募型プロポーザル
本プロポーザルでは、第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、2段階方式で審査を行う。一次審査は書類選考により行い、二次審査は一次審査を通過した者に対して、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、審査する。二次審査における合計得点の最も高い者を優先交渉権者として、次点の者を第2位の候補者として選定する。
- (6) 予定価格 6,490,000円（税込）を上限とする。
- (7) 契約方法 阪南市財務規則（平成13年阪南市規則第8号）の定めるところにより契約する。

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格業者としては扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。
- (6) 本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。
- (7) 第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務及び住民アンケート調査業務を遂行できる体制が整えられていること。

3 実施日程

項目	日程等	備考
公募開始	令和8年5月27日(水)	
質疑書の提出期限	令和8年6月2日(火) 午後5時まで	
質疑に関する回答	令和8年6月5日(金)	
参加申込期間	令和8年6月8日(月)から 令和8年6月16日(火) 午後5時まで	
一次審査(書類審査)	令和8年6月17日(水)	
企画提案書等の提出	令和8年6月24日(水) 午後5時まで	一次審査選定者のみ
二次審査(プレゼンテーション)	令和8年6月29日(月) ※時間及び場所は提案書等の提出締切後、別途指定する。	
審査結果の公表	令和8年7月13日(月) (予定)	

4 配布書類

(1) 配布期間

令和8年5月27日(水)から令和8年6月16日(火)まで

(2) 入手方法

参加申込書等の公募に関する資料・様式などは、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

[市ウェブサイト] <https://www.city.hannan.lg.jp/>

5 質疑及び回答

(1) 提出方法

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書（様式1）をFAX又はメールにより送信し、送信後に電話連絡を必ず行うこと。回答は、阪南市ウェブサイトへ掲載するが、質問のあった事業者名は公表しないものとする。

なお、質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードすること。

〔阪南市ウェブサイト〕 <https://www.city.hannan.lg.jp/>

(2) 提出先

阪南市 健康福祉部 市民福祉課

住所 大阪府阪南市尾崎町 35 番地の 1

電話 072-489-4521 担当 田中・波戸元

メールアドレス s-fukushi@city.hannan.lg.jp

FAX 072-473-3504（代表）

6 参加申請等

参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式2） 1部

※添付書類：会社概要（事業所体制、ISMS 認証・プライバシーマーク・ISO9001・ISO14001 等の取得がわかるもの）

② 業務実績表（様式3） 1部

③ 業務体制表（様式4） 1部

④ 阪南市入札参加資格審査申請済確認書（様式5） 1部

※ 阪南市入札参加資格審査申請要綱に基づく入札参加資格を有している者（「指名願」提出済者）のみ

※ 同参加資格を有していない者は、上記提出書類に加え、以下の⑤～⑫の書類を各1部添付すること。

⑤ 使用印鑑届（様式6）

⑥ 委任状（様式7）

※支店等に委任する場合のみ

⑦ 誓約書（阪南市暴力団排除条例関係）（様式8）

⑧ 誓約書（入札参加停止措置関係）（様式9）

⑨ 商業登記簿謄本（写し可）

⑩ 印鑑証明書（写し可）

⑪ 納税証明書（写し可）

【法人の場合】

ア 国税（税務署発行）

・法人税及び消費税（未納のない証明「その3の3」）

- イ 都道府県税（本社所在地の都道府県税事務所発行）
 - ・法人事業税
- ウ 阪南市民税
 - ※商業登記簿記載の本店の所在地が阪南市内にある者のみ
 - a. 法人市民税・固定資産税・軽自動車税
（阪南市役所税務課発行の未納のない証明）
 - b. 代表者の市（府）民税・固定資産税・軽自動車税（代表者の市町村発行）

【個人の場合】

- ア 国税（税務署発行）
 - ・代表者の所得税及び消費税（未納のない証明「その3の2」）
- イ 都道府県税（本社所在地の都道府県税事務所発行）
 - ・代表者の個人事業税
- ウ 阪南市民税
 - ※阪南市で事業を営み、その代表者が阪南市住民である者のみ
 - ・代表者の市（府）民税・固定資産税・軽自動車税
（阪南市役所税務課発行の未納のない証明）

⑫財務諸表（直近2年間分）

※商業登記簿謄本、印鑑証明書及び納税証明書は、提出日から3か月以内のものとする。写しを提出した場合で、当該参加者が契約候補者となったときは、契約締結時までには原本を提出すること。

- (2) 提出期間
令和8年6月8日(月)から令和8年6月16日(火)まで。ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (3) 提出方法
持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着のものを有効とする。
- (4) 提出先
〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
阪南市 健康福祉部 市民福祉課 宛

7 企画提案書等の作成及び提出

一次審査にて選定された者は、次により企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 提案書（様式10）に任意様式の提案資料を添付すること。
 - ア 仕様書の業務内容に掲げる各項目について、本市の既存の地域福祉推進計画及び同実施計画に基づく現状把握や地域特性など反映した上で、具体的な提案を行うこと。
 - イ 提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

ウ その他PR及び独自提案についても適宜資料を添付すること。

② 業務工程表（任意様式）

業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること。

③ 見積書（任意様式）

見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

(2) 作成上の留意点

① 簡易なA4ファイルで提出すること。

② 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

③ 提案書等は、表紙、目次を除き、両面印刷とする。

④ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

⑤ 提案書等の印刷の色は、任意とする。

⑥ 提案書等の下段余白中央にページ番号を付すこと。

⑦ 使用言語は日本語とし、提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

⑧ 任意様式の提案資料の表紙には、タイトル「阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託」、提出年月日を記載し、正本には、社名（商号）、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。

⑨ 見積書の正本には、社名（商号）、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。

(3) 提出部数

① 正本 各1部

② 副本 各1部（参加者名を特定できる記載をしないこと）

③ CD-ROM等の電子媒体（正本・副本をそれぞれPDFに変換したもの）1枚

(4) 提出期間

一次審査の審査結果通知後、令和8年6月24日(水)午後5時までとする。ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時までに到着のものを有効とする。

(6) 提出先

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35 番地の 1

阪南市 健康福祉部 市民福祉課 宛

※なお、提出された書類の変更は原則として認めないので、間違いのないよう注意すること。

また、提出期限までに到着しない提案は無効とする。

8 審査項目及び配点等

(1) 一次審査（書類審査）評価基準（審査基準1）

審査項目	評価項目	配点
企業評価 (業務遂行能力)	会社概要（企業力・事業所体制）	10
	業務実績（過去5年間の同種業務の実績）	20
	実務体制（業務体制・実務経験）	20
合 計		50

(2) 二次審査（プレゼンテーション）評価基準（審査基準2）

審査項目	評 価 項 目	配 点
提案内容	業務実施方針	70
	企画力	
	現状把握	
	業務工程	
プレゼンテーション	業務への理解度	20
	説明のわかりやすさ	
見積書	価格	10
合 計		100

(3) 評価内容等

項目	評価内容等
業務実施方針	○第5期地域福祉推進計画及び同実施計画策定支援に対する認識が適切であるか。また、第4期阪南市地域福祉推進計画やその他既存の施策計画と整合性が取れたものとなっているか。
企画力	○第5期地域福祉推進計画及び同実施計画策定支援の構成案が仕様書に基づき提案されているか。また、構成に独自性があるなど、魅力的な提案であるか。
現状把握	○本市の現状及び課題を踏まえた提案になっているか。また、本市の関係機関との協働、連携を踏まえた提案になっているか。
業務工程	○業務スケジュールが仕様書を踏まえた提案として具体的かつ現実的で実現性が高いか。また、業務量を正確に把握し、実施手順が妥当か。
業務への理解度	○質疑応答を通して、業務の理解度及び実現性が高いか。
説明のわかりやすさ	○理解しやすい提案書、提案説明となっているか。
価格	○最も低い金額を提示した業者を最高点10点とし、それ以外の事業者は提示額に応じて一定の傾斜配分を行い、点数化したものを評価点とする。 ※10点×最も低い提示金額/各事業者の提示額(小数点以下切り捨て)

9 審査及び選定方法、結果

(1) 一次審査（書類審査）

参加申込者が4者以上の場合は、事務局において、審査基準1に基づき提出書類を審査し、審査点の合計点の上位3者を選定する。また、3者以下の場合は、参加資格に適合する参加申込者全員を一次審査による被選定者とする。

審査（選定）結果は、令和8年6月18日（木）までに、全ての参加者にFAX又は電子メールにて通知する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査により選定された者により、提出された提案書に基づき、二次審査としてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは、非公開とする。

① 実施日時

令和8年6月29日（月）（予定）

詳細な実施日時については、各参加者に個別通知する。なお、プレゼンテーションの実施順は、提案書の提出順とする。

② 実施場所

阪南市役所別棟1階 第2会議室（予定）

実施場所は、変更する場合がある。変更する場合は、各参加者に個別通知する。

③ 所要時間

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 20分程度

④ 内容

提案書の説明とする。

⑤ 出席者

3名以内とすること。（プレゼンテーションを行う者1名、その他補助する者2名以内）

⑥ その他

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

イ 参加者が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。

ウ パソコン等は、参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。

エ 遅刻又は欠席した場合は、参加申請を辞退したものとみなす。

(3) 契約候補者の選定

① 審査の手順

ア 審査基準1及び2に基づき、選定委員会において選考する。

一次審査、二次審査における合計得点が基準（6割以上）に達した者で、最高得点者から第1位及び第2位となる参加者を契約候補者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上になった場合は、審査基準2の得点が高い者とし、更に同点の場合は、委員会の委員長が決定することとする。

イ 第1位の者とは、契約内容等について協議を行うこととする。

なお、第1位の者との協議の結果、合意に至らなかった場合等は、第2位の者と交渉を行うこととする。

ウ 一次審査、二次審査における合計得点が基準（6割以上）に達する参加者がいない場合は、候補者の選定を行わない。

(4) 審査（選定）結果

審査（選定）結果については、二次審査（プレゼンテーション）に参加した全ての者に文書により通知する。また、令和8年7月13日(月)以降、本市ウェブサイトで、本プロポーザルに参加した全ての者の商号を、このうち契約候補者第1位及び第2位の者については得点を含めて公表する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

10 契約の手続

(1) 仕様書及び契約候補者の提案書等の内容を基本に協議の上、阪南市財務規則に基づき契約を締結する。

(2) 原則として契約候補者の提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

(3) 上記(2)の調整後、契約候補者は、見積書を再度提出すること。

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 提案書等は、1参加者につき1案とする。

(4) 提出期限後の提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。

(5) 提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しないものとする。

(6) 提案書等は、契約候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、阪南市情報公開条例（平成12年阪南市条例第26号）に基づ

く公開の対象となる。

(7) 電子メールや郵送等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

(8) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積額が予定価格を超えている場合
- ⑤ 二次審査（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
- ⑥ 審査（選定）の公平性を害する行為があった場合
- ⑦ ①～⑥に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(9) 参加申込後に辞退する場合は、二次審査実施日時までに辞退届（任意様式）を提出すること。

1 2 担当部署・問合せ先

阪南市役所 健康福祉部 市民福祉課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

電話：072-489-4521 田中・波戸元

Email：s-fukushi@city.hannan.lg.jp

様式1

年 月 日

阪 南 市 長 様

質 疑 書

第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託に係るプロポーザル方式業者選定実施要領等について、次のとおり質問をします。

(代表者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

(連絡先) 担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

No	該当資料名	頁	質問事項
1			
2			
3			

※質疑書は、令和8年6月2日 午後5時までにFAX又は電子メールで送信してください。(送付先 FAX:072-473-3504、E-mail:s-fukushi@city.hannan.lg.jp)

※質疑書を送付後、必ず電話により、FAX又はメール到着の確認をしてください。

阪 南 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 (実印)

参加申込書

第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務に係るプロポーザル方式業者選定に参加しますので、関係書類を添えて申込みます。

なお、手続にあたっては、第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託プロポーザル方式事業者選定実施要領、仕様書及び資格要件等を全て確認し、提出する書類の記載内容等については、全て事実と相違ないことを誓約します。虚偽の記載があった場合、提案参加資格を取り消されても異議申立ていたしません。

(連絡先・担当者)

住所	〒
所属部署	
担当者職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

阪 南 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

業務実績表

地域福祉計画関連業務実績				
	契約先	業務名称	業務概要	契約期間
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※最大10件まで記入してください。

国や自治体との契約実績があれば、優先して記入してください。

阪 南 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

業務体制表

総括責任者	氏名		所属	
	担当業務内容			
	経験年数	通算：	年	
	関連業務経験年数		年	
	保有資格等			
	関連業務実績（契約先、名称等）			
業務担当者 1	氏名		所属	
	担当業務内容			
	経験年数	通算：	年	
	関連業務経験年数		年	
	保有資格等			
	関連業務実績（契約先、名称等）			
業務担当者 2	氏名		所属	
	担当業務内容			
	経験年数	通算：	年	
	関連業務経験年数		年	
	保有資格等			
	関連業務実績（契約先、名称等）			

※ 業務担当者について 2 件を超える場合は、適宜行数を追加して作成すること。

様式5

年 月 日

阪 南 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

阪南市入札参加資格審査申請済確認書

当社は、下記のとおり、阪南市入札参加資格審査申請を行っております。

〇〇・〇〇年度

申請区分 建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務

市内（A・B）、市外 受付番号_____

使 用 印 鑑 届

使用印



第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託に係るプロポーザル方式業者選定の提出書類、契約締結及び代金の請求等のため、上記の印鑑を使用したいので、届け出ます。

年 月 日

阪 南 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(実印)

委 任 状

阪 南 市 長 様

(申請者・委任者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(実印)

私は、下記の者を代理人と定め、下記により権限を委任します。

(受任者)

所在地

商号又は名称

受任者職氏名

㊟

電話番号

(委任事項)

- (1) 第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託に係るプロポーザル方式業者選定の書類及びその提出に関すること。
- (2) 代金の請求及び領収に関すること。
- (3) その他、契約に関すること。

誓約書

私は、阪南市が阪南市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知した上で、下記事項について誓約します。

- 1 私は、阪南市の公共工事等を受注するに際して、阪南市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、阪南市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、阪南市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が阪南市から大阪府泉南警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると阪南市が大阪府泉南警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は阪南市の調査により判明した場合は、阪南市が阪南市暴力団排除条例及び阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、阪南市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が阪南市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を阪南市に提出します。
- 6 私の使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると阪南市が大阪府泉南警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は阪南市の調査により判明し、阪南市から下請契約等の解除又は2次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

阪南市長 様

年 月 日

所在地

事業者名 (フリガナ)

代表者 (フリガナ)

(実印)

代表者の生年月日

年 月 日

様式9

年 月 日

阪 南 市 長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

誓 約 書

当社（私）は、公示日から本日まで、国又は本市以外の自治体において、阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に規定する入札参加停止措置と同等の措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けていません。また、本日以降契約締結までに入札参加停止措置を受けた場合は、提案参加資格を取り消されても異議申立ていたしません。

阪南市長様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

提 案 書

第5期阪南市地域福祉推進計画等策定支援業務委託に係るプロポーザル方式業者選定実施要領に基づき、次のとおり提案書を提出します。なお、提出書類の全ての記載事項に相違ないことを誓約します。

【提出書類】

- 提案書資料
- ・・・
- ・・・
- ・・・
- ・・・
- ・・・

(連絡先)

所属部署	
役職・氏名	
住 所	〒
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	